

「クルマ定額サービス」 SOMPOで乗-る のご案内!

ご検討ください! 「車」の“アタラシイ”選択肢
いま車は「購入(所有)」から「リース(利用)」の時代へ!

SOMPOで乗-る の特徴

車代、車検代、各種税金など

全てコミコミ

頭金・初期費用 **0円**で

月々定額で安心

最新の安全装置が付いた

サポカーに乗れる

常に安心安全な新車

新車に乗り続けられる

国産・輸入車の全ての車種

好きな車に乗れる

法定点検・オイル交換など

メンテナンスが充実



近年では、様々なものが「所有(購入)」から「レンタル(借りる)」、そして「リース(利用)」するといった変化が起こっています。例えば、音楽(CD)や映画(DVD)も購入からレンタル、そしてAmazonPrimeやNetflixなどといったストリーミング配信を利用して視聴する方が増えているのもその一つです。

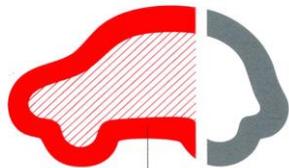
そしてもう一つ急速に増えているものが「車」です。通常、車は「所有(購入)」することが一般的ですが、最近では、「カーシェアリング」や「マイカーリース」を利用される人が急増しており、トヨタの「KINTO」やコスモ石油の「コスモMyカーリース」など多くの会社が、個人向けマイカーリースの取り扱いをおこなっています。

今回は、SOMPO HD と DeNA によるクルマ定額サービス「SOMPOで乗-る」をご紹介します。マイカーリースについてのご質問やご相談がございましたら、お気軽にF・アドバンス担当者へお尋ねください。

SOMPOで乗-る のお客さまメリット

SOMPOで乗-る

(クルマ定額サービス)



お支払いは**契約年数分**のみ

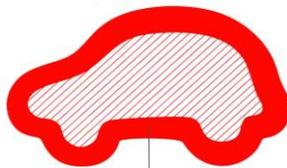
※さらに税金・車検代・メンテナンス代は

全部コミコミ



今までの購入

(現金・ローン)



お支払いは**車両本体全額**

税金・車検代・メンテナンス代

都度お支払い



全車種・全メーカーがラインナップ
どんなクルマでも新車で選べる



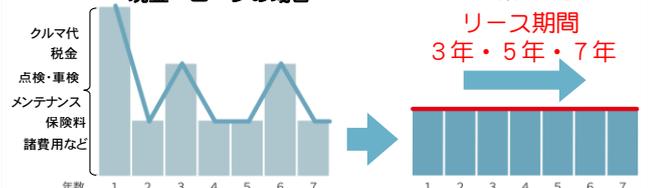
頭金ゼロで大丈夫!

毎月定額※2で新車が持てる

従来のクルマの選択
現金・ローンの場合

アタラシイクルマの選択
「SOMPOで乗-る」の場合

リース期間
3年・5年・7年



1. 選択されたプランにより、月額料金に含まれる内容が異なります。また、駐車場代・ガソリン代は含まれません。自動車保険に関しては、お客さまのご希望で月々の料金に含まないことも可能です。
2. 月々のお支払いいただく金額が変動する場合がございます。また、リース契約は別途(株)DeNA SOMPO Carlifeの指定するリース会社とのご契約になります。詳細はリース会社の約款をご確認ください。
3. イラストおよびグラフはイメージです。「SOMPOで乗-る」の詳細内容につきましては、別途資料でご確認いただくか、アドバンス担当者へお尋ねください。

保険の総合コーディネイト



FINANCIAL・ADVANCE

有限会社 ファイナンシャル・アドバンス

〒520-2153 滋賀県大津市一里山6丁目3-13
TEL 077-547-3145 / FAX 077-547-3146

カーリース(オープン・エンド契約)の基礎知識と留意点

「カーリース」とは？

車両代金・登録諸費用・税金・自賠責保険料・整備(メンテナンス)等の費用と、納税・車両管理・保険管理業務等をパッケージにして車を貸借するシステムです。

「カーリース」と「レンタカー」の違いは？

レンタカーは、「レンタカー会社の保有する車の中から車を選択し」「短期間利用」するシステムです。

カーリースは、車を賃借するという点ではレンタカーと同じですが、国産車・輸入車・車種・グレード・装備・色等「お客さまのご希望の車」をリース会社が購入し、「一定期間(長期間)」「月々定額の料金」で車に乗れるシステムです。

※ SOMPOで乗るの契約期間は、3年、5年、7年になります。

「頭金(初期費用)0円」「毎月定額のリース料」でリース契約ができます。

車をローンや現金で購入する場合、購入資金・税金・自賠責・登録諸費用など「一時的にまとまった資金が必要」となりますが、カーリースの場合は、「初期費用はかからず」「毎月定額のリース料」だけで車に乗ることができます。

リース契約時に契約満了時の「残存価格」の設定をおこないます。

リース契約時に、リース期間中の予定走行距離等により、リース契約満了時の車の「見込み下取り額(残存価格)の設定」を行い、「あらかじめ車両価格から残存価格を差し引いた金額」でリース料の設定を行うため、月々の支払い額を軽減させることが可能です。

リース契約終了時に「残価精算」が発生することがあります。

リース契約終了時に、当初設定の走行距離を大きく上回った「過走行」や、事故(修理可能)等による「車の損傷状態」また、契約終了時における「車の市場価格が著しく下落または高騰」したことにより、車の「査定価格」と「設定残価」に大きな差額が発生した場合は、その差額を「精算(追徴・返還)」することがあります。これを残価精算といいます。

リース契約終了時に車の「原状回復」が必要となる場合があります。

残存価格は、契約走行距離や、自然の減耗・損耗(経年経過による腐食、劣化、退色)等を考慮して設定していますが車の内外装に「車の価値を著しく下げる傷、凹み、汚れなどがある場合」は、リース契約満了時に損傷を修復してから車両を返却しなくてはならないことがあります。また、車の価値を下げるような改造はできません。

リース期間中に解約する場合、「中途解約金」が発生します。

リース契約は、原則中途解約は認められていませんが、やむを得ない理由により、リース契約を解約されたい場合は「中途解約金を算出」し「一括でお支払いいただく」必要がございます。

【中途解約金】= ①(未払リース料) + ②(遅延損害金) + ③(残期間分リース料) + ④(事務手数料) + ⑤(残存価格) - ⑥(未経過費用) - ⑦(車両査定価格)

リース期間中に契約者が亡くなった場合

「解約」あるいは、「契約のお引き継ぎ(権利義務承継)」の手続きが必要となります。

契約の解約の場合は、解約試算をおこない、解約金の一括支払いが必要となります。

契約の承継の場合は、「三親等以内のご家族」の方であれば承継可能です。

リース契約満了時の手続き

① 新しいリース車両に乗り換え

リース契約が満了する車を返却し、そして「お客さまが希望される新たな車をお選びいただき」新たにリース契約を結んでいただきます。

② リース期間延長(再リース契約)

リース車両を継続使用する場合は、新たにリース期間(原則12ヵ月または24ヵ月)を設定して再リース契約を結んでいただきます。

③ リース車両の買取

オープン・エンド契約に限り、リース車両の買取ができます。その場合、リース車両の買取の際には、車両買取代金所有権変更に関する費用(事務手数料、自動車税相当額、リサイクル料等の諸費用)および消費税が必要となります。